

じぶんの町を良くする活動助成事業実施要綱

1. 目 的

“地域をつくる市民を応援する共同募金”の趣旨のもと、地域の課題解決や住みよい町づくりのために、地域住民自身が主体的に取り組む福祉活動を応援するため、本助成事業を実施する。

2. 助成対象

(1) 対象となる団体

ボランティアグループ、NPO法人、行政区・自治会、地域振興会、地域福祉推進組織、当事者組織等の団体、実行委員会などで南丹市内において活動する団体。

(代表者及び構成員の合計が3人以上。法人格の有無は問わない。)

※ただし、次のような団体は対象とはならない。

政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体／暴力団又は暴力団員等が関与している団体／営利を主たる目的とする団体／団体としての実態のないもの

(2) 対象となる活動

- | | | |
|----------|----------|-------------|
| ① 支え合い活動 | ② 居場所づくり | ③ 社会参加の場づくり |
| ④ 福祉教育活動 | ⑤ 地域防災活動 | |

<活動例>

- ・孤食や、経済的な事情により家庭で十分な食事ができない子どもに、食事や居場所を提供する活動
- ・民家や空き教室を活用した子どもの学習支援
- ・小学校跡地を活用した福祉イベント
- ・運転免許証を返還した方への買い物支援や送迎の支援
- ・ひとり暮らしの方の困りごとに対するグループでの支援
- ・障がい者やひきこもりの人などのための中間的な就労の場や社会参加の場づくり
- ・福祉防災マップづくりや災害時要援護者の避難支援訓練
- ・学生や社会人などの集落支援ボランティアの受入れ
- ・広域な地域住民を対象として自治振興会や地域福祉推進組織等から構成される組織により取り組まれる福祉活動
- ・その他、『第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画』で提案されている活動など

(3) 対象となる経費

謝金 交通費、印刷費、通信運搬費、保険料、備品購入費、材料費など
助成による活動を実施する上で必要な経費を対象とする。

※活動に伴う管理経費も助成対象に含めることができることとするが、団体の維持・運営のための費用ではなく、あくまでも助成の対象となった活動を実施する上で必要な範囲の経費とする。

※飲食費は対象経費として認めないが、交流等を目的とする材料費（食材費）は可能とする。

（４）対象期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日までに行う活動

3. 助成額等

（１）広域な地域住民を対象とした自治振興会や地域福祉推進組織等から構成される組織などが実施する活動

1団体あたり上限15万円

（２）上記以外の団体が実施する活動

1団体あたり上限10万円

※（２）については、同一団体同一事業への継続助成は3回を限度とする。

ただし、事業の1割以上の自己資金があり、地域における必要性や他への普及効果が大きいと認められる場合はこの限りでない。

4. 募集期間

1次募集：平成30年4月16日（月）～5月31日（木）

2次募集：平成30年7月 2日（月）～8月15日（水）

5. 募集方法

募集チラシを区長文書により南丹市内各戸に配布。

その他、CATV文字放送や市内各所にチラシ・ポスターを掲示、関係団体等へのチラシ配布等により募集する。

6. 申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、南丹市共同募金委員会事務局または市役所各支所・社協各事務所まで提出。

7. 審査方法

審査委員会において書類審査およびヒアリングにより審査する。

8. 実施報告

活動終了後、報告書・決算書を事務局へ提出。